

共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

高知市上下水道事業管理者 海 治 甲 太 郎

共同住宅の水道料金等の算定の特例に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市給水条例施行規程第23条に規定する水道料金及び高知市下水道条例施行規程第45条に規定する下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定の特例（以下「特例」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(特例の対象)

第2条 特例の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アパート・マンション等の共同住宅（公営のものを除く。）で、居住部分が構造上又は利用上独立して2世帯以上の世帯が居住できるように区画され、かつ、当該部分の床面積が建物全体の60パーセント以上を占めている建物
- (2) 2世帯以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合又は1個のメーターにより2世帯以上の世帯がそれぞれ単独に水道又は水道水以外の水（以下「水道水等」という。）を使用する設備を有する住宅等
- (3) 給水装置を上下水道局に移管する予定の団地等で、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの
- (4) その他管理者が認めるもの

(適用の要件)

第3条 特例の適用は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 水道については、高知市給水条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）第3条第1号及び第2号に規定する給水装置で、口径が40ミリメートル以下のメーターを設置していること。
- (2) 水道水等を家庭の用として使用し、その使用水量を計量又は計測することができること。
- (3) 各世帯の区画に、居住者が直接利用するための風呂、トイレ及び台所の設備を有すること。

(適用の申請)

第4条 第2条に規定する共同住宅等の所有者若しくは管理責任者又は居住者の代表者（以下「所有者等」という。）は、特例の適用を受けようとする場合は、特例適用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

(適用の通知)

第5条 管理者は、前条の申請がこの要綱の定めに適合していると認める場合は、所有者等に特例適用通知（様式第2号）を送付する。

（水道料金等）

第6条 水道料金等は、水道水等の使用水量を基に、次の各号により算出した各世帯の金額を合計する。

- (1) 共同住宅の世帯数は満室時世帯数とする。
- (2) 各世帯の使用水量を均等とみなす。
- (3) 条例第23条第1項及び第2項に係るメーターの口径は20ミリメートルとみなす。

（届出義務）

第7条 特例を適用されている所有者等は、特例適用を廃止する場合又は申請内容に変更があった場合は、特例適用変更届書（様式第3号）により、速やかに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出により、水道料金等に変更がある場合は、管理者の定める方法で精算するものとする。

（特例適用期間）

第8条 特例適用の期間は、第5条の通知日から1年間とする。ただし、管理者から事前に別段の通知が無い限り、本特例は同一条件でさらに1年間適用されるものとし、その後も同様とする。

（特例の取消）

第9条 管理者は、申請書の内容に虚偽又は重大な過失があった場合、特例適用を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の取消について所有者等の責による場合は、水道料金等の精算を求めるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めのないものについては、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の制定前に特例を適用されている所有者等については、従前の例により取り扱うものとする。